

○南城市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例

平成18年1月1日
条例第107号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、市の自然環境及び快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の土地に規則で定める期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地所有者等が適切に管理している土地に放置されている自動車等をいう。
- (4) 事業者等 自動車等の販売又は修理を業としている者及び不要となった自動車等の輸送、解体又は処分を業としている者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 所有者等 自動車等を所有し、占有し、若しくは使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 処分 放置自動車を最終処分すること及び処理するために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について、啓発活動、広報活動及びその他必要な施策を実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民(市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その土地について自動車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、自動車等が放置自動車とならないよう回収その他適切な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、放置自動車の発生の防止、調査及び処分等について必要があると認めるときは、警察署その他の行政機関(以下「関係機関」という。)に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(放置の禁止)

第8条 何人も、みだりに自動車等を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認められるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等からの調査依頼)

第10条 土地所有者等は、その土地について自動車等が放置されないよう適切な管理をしていたにもかかわらず、自動車等が放置されているときは、当該自動車等の調査を市長に依頼することができる。

(調査等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による通報及び前条の調査依頼があったとき、その他必要があると認めるときは、当該職員に当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、調査を実施するため必要がある場合は、職員に自動車等が放置されている土地に立ち入り、当該自動車等の調査をさせることができる。

3 前項の規定により調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による調査に当たっては、関係機関への照会その他の方法により、所有者等の確認に努めるものとする。

5 市長は、放置自動車の状況その他の事項を調査したときは、当該放置自動車に警告書を貼り付け、所有者等に適正な処理を促すものとする。

6 第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物の認定)

第12条 市長は、[前条](#)の規定による調査を行った結果、放置自動車の性状、放置された状況等を総合的に勘案して、廃棄物と認定することができる。

2 市長は、廃棄物自動車と認定したときは、規則で定める事項について公告しなければならない。
(認定外の措置)

第13条 市長は、[第11条第1項](#)の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を直ちに撤去するよう勧告することができる。
(措置命令)

第14条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた者が当該放置自動車を撤去しないときは、その者に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命令(以下「撤去命令」という。)することができる。

2 撤去命令を受けた者は、放置自動車を撤去しなければならない。
(放置自動車の撤去及び処分)

第15条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、自ら放置自動車を撤去し処分することができる。この場合において、[第2号](#)に該当するときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

- (1) [前条](#)の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されない場合
- (2) [前条](#)の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できない場合

2 市長は、[前項](#)の規定による処分を行った場合は、当該放置自動車の所有者等に対しその処分に要した費用を請求することができる。
(委任)

第16条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(罰則)

第17条 [第14条第2項](#)の規定に違反して放置自動車を撤去しなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成18年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年佐敷町条例第17号)、知念村放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例(平成14年知念村条例第15号)、玉城村放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例(平成14年玉城村条例第22号)又は大里村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年大里村条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 [この条例](#)の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。